

○ 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合）</p> <p>第一条の二の二 「略」</p> <p>2 法第七十二条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する半期報告書に係る期間の日数に二を乗じて得た日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額が四百万円に満たない場合とする。</p> <p>（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）</p> <p>第一条の三 法第七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。</p> <p>一 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める期間における法第七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条及び第一条の八において「算定基</p>	<p>（監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合に準ずる場合）</p> <p>第一条の二の二 「同上」</p> <p>2 法第七十二条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する直前事業年度の日数が同項に規定する四半期・半期報告書に係る期間の日数に二を乗じて得た日数に満たない場合で、当該直前事業年度における監査報酬額が四百万円に満たない場合とする。</p> <p>（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）</p> <p>第一条の三 「同上」</p> <p>一 イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める期間における法第七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条及び第一条の八において「算定基</p>

準有価証券」という。)の毎日の最終の価格(法第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいう。以下この条及び第一条の八において同じ。)に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)を乗じて得た額(同一の日において同一の有価証券報告書等(同項に規定する有価証券報告書等をいう。以下この条において同じ。)又は半期・臨時報告書等(法第七十二条の四第二項に規定する半期・臨時報告書等をいう。)に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。)の合計額

イ 「略」

「号の細分を削る。」

ロ 法第七十二条の四第二項に規定するとき(法第八十五条の七第三十一項第二号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該半期報告書に係る期間

準有価証券」という。)の毎日の最終の価格(法第六十七条の十九又は第三百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいう。以下この条及び第一条の八において同じ。)に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)を乗じて得た額(同一の日において同一の有価証券報告書等(法第七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書等をいう。以下この条において同じ。)又は四半期・半期・臨時報告書等(法第七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等をいう。)に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。)の合計額

イ 「同上」

ロ 法第七十二条の四第二項に規定するとき(法第八十五条の七第三十一項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該四半期報告書に係る期間

ハ 法第七十二条の四第二項に規定するとき(法第八十五条の七第三十一項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該半期報告書に係る期間

ハ 法第七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（同条第二項に規定する場合にあつては、法第八十五条の七第三十一項第三号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。） 当該臨時報告書を提出した日（法第七十二条の四第三項に規定する場合にあつては、臨時報告書を提出しなければならぬ事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

二 前号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める期間における最終の価格が公表された日の数

（貸借対照表）

第一条の四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 「略」

二 法第七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき 前条第一号ロ又はハに定める期間の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表

三 法第七十二条の十一第一項に規定するとき 当該虚偽等のあ

ニ 法第七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（同条第二項に規定する場合にあつては、法第八十五条の七第三十一項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。） 当該臨時報告書を提出した日（法第七十二条の四第三項に規定する場合にあつては、臨時報告書を提出しなければならぬ事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

二 前号イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める期間における最終の価格が公表された日の数

（貸借対照表）

第一条の四 「同上」

一 「同上」

二 法第七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき 前条第一号ロからニまでに定める期間の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表

三 法第七十二条の十一第一項に規定するとき 当該虚偽等のあ

る発行者等情報（同項に規定する虚偽等のある発行者等情報をいう。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。）に係る法第八十五条の七第三十一項第四号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報（訂正発行者情報（法第二十七条の三十二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。）である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報（法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。））が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度）の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの（発行者情報に表示されたものに限る。））

（発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の八 法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第八十五条の七第三十一項第四号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間）における算定基準有価証券の毎日の最終の価格に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除

る発行者等情報（同項に規定する虚偽等のある発行者等情報をいう。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。）に係る法第八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報（訂正発行者情報（法第二十七条の三十二第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。）である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報（法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。））が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度）の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの（発行者情報に表示されたものに限る。））

（発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）

第一条の八 「同上」

一 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間）における算定基準有価証券の毎日の最終の価格に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除

く。)を乗じて得た額(同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。)の合計額

二 「略」

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における対価の額等)

第一条の十 「略」

2 「略」

3 法第七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為(法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。)の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額(当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基つき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約(法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下この章において同じ。)に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額)の総額とする。

4 「略」

く。)を乗じて得た額(同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。)の合計額

二 「同上」

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における対価の額等)

第一条の十 「同上」

2 「同上」

3 法第七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為(法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。)の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額(当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基つき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約(法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下この章において同じ。)に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額)の総額とする。

4 「同上」

<p>「条を削る。」</p>	<p>（継続開示書類を提出しない発行者について既決定がある場合の按分額）</p> <p>第六十一条の二 法第八十五条の七第五項に規定する内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第四項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>第六十一条の二 第六十一条の六 「略」</p> <p>第六十一条の三 第六十一条の六の二 「同上」</p>